

平成30年2月藤枝市議会
定例会議案

平成30年2月20日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第 1 号議案	平成 3 0 年度藤枝市一般会計予算	別冊
第 2 号議案	平成 3 0 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
第 3 号議案	平成 3 0 年度藤枝市簡易水道事業特別会計予算	別冊
第 4 号議案	平成 3 0 年度藤枝市土地取得特別会計予算	別冊
第 5 号議案	平成 3 0 年度藤枝市公共下水道事業特別会計予算	別冊
第 6 号議案	平成 3 0 年度藤枝市駐車場事業特別会計予算	別冊
第 7 号議案	平成 3 0 年度藤枝市農業集落排水事業特別会計予算	別冊
第 8 号議案	平成 3 0 年度藤枝市介護保険特別会計予算	別冊
第 9 号議案	平成 3 0 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
第 1 0 号議案	平成 3 0 年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計予算	別冊
第 1 1 号議案	平成 3 0 年度藤枝市病院事業会計予算	別冊
第 1 2 号議案	平成 3 0 年度藤枝市水道事業会計予算	別冊
第 1 3 号議案	平成 2 9 年度藤枝市一般会計補正予算 (第 5 号)	別冊
第 1 4 号議案	平成 2 9 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
第 1 5 号議案	平成 2 9 年度藤枝市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 1 6 号議案	平成 2 9 年度藤枝市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
第 1 7 号議案	平成 2 9 年度藤枝市駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 1 8 号議案	平成 2 9 年度藤枝市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	別冊
第 1 9 号議案	平成 2 9 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 2 0 号議案	平成 2 9 年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
第 2 1 号議案	平成 2 9 年度藤枝市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
第 2 2 号議案	平成 2 9 年度藤枝市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 2 3 号議案	藤枝市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	1
第 2 4 号議案	藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	2
第 2 5 号議案	藤枝市駐車場条例の一部を改正する条例	3
第 2 6 号議案	藤枝市民会館条例の一部を改正する条例	4

第 27 号議案	藤枝市民体育館条例の一部を改正する条例	7
第 28 号議案	藤枝市民岡部体育館条例の一部を改正する条例	8
第 29 号議案	藤枝市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	9
第 30 号議案	藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例	11
第 31 号議案	藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例	13
第 32 号議案	藤枝市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	14
第 33 号議案	藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	15
第 34 号議案	藤枝市国民健康保険事業基金条例	17
第 35 号議案	藤枝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	19
第 36 号議案	農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例	20
第 37 号議案	藤枝市鳥獣被害対策実施隊設置条例	22
第 38 号議案	藤枝市内陸フロンティア事業基金条例の一部を改正する条例	24
第 39 号議案	藤枝市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例	25
第 40 号議案	藤枝市大規模集客施設制限地区建築条例の一部を改正する条例	26
第 41 号議案	藤枝市住環境保全型工業地区建築条例の一部を改正する条例	27
第 42 号議案	藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	28
第 43 号議案	藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	29
第 44 号議案	辺地に係る総合整備計画の策定について	30
第 45 号議案	市道路線の認定について	35

藤枝市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 8 項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年藤枝市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第 3 条 藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年藤枝市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 3 6 条」を「これらの規定を同法第 3 6 条第 8 項」に、「及び第 3 6 条」を「及び第 3 6 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤枝市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた藤枝市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

藤枝市駐車場条例の一部を改正する条例

藤枝市駐車場条例(昭和 53 年藤枝市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「藤枝市駅前一丁目 6 6 2 番」を「藤枝市駅前一丁目 8 番 2 5 - 1 0 1 号」に改める。

第 5 条ただし書中「収容能力」を「利用状況又は収容能力」に改め、同条第 2 号中「定期駐車券」の次に「(藤枝市営藤枝駅前駐車場に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市民会館条例の一部を改正する条例

藤枝市民会館条例（昭和44年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の(3)付帯設備の表を次のように改める。

(3)付帯設備

	物品名	単位	単価 円	備考
舞 台	所作台	1式	4,850	
	金屏風	1双	800	
	緋毛せん	1枚	150	
	座布団	1枚	150	
	地がすり	1式	480	
	上敷ゴザ	1枚	150	
	大太鼓	1台	480	
	仮花道	1式	2,160	
	音響反射板	1式	1,610	
	移動式音響反射板	1枚	1,450	
	ピアノ（CF—Ⅲ）	1台	5,400	
	〃（KG—3C）	1台	2,690	
	アップライトピアノ	1台	1,610	
	演台	1台	480	
	指揮者台	1台	150	
	譜面台	1台	150	
	机	1台	80	
	椅子	1脚	30	
	人形立	1本	50	
	馬	1個	50	
	箱足	1個	30	
	看板	1枚	210	
	平台（2.6板）	1台	110	
〃（3.6板）	1台	150		

	〃 (4.6板)	1台	210	
	〃 (6.6板)	1台	310	
	吊バトン	1本	150	
	ピアノ椅子	1脚	100	
	オーケストラ用椅子	1脚	90	
	黒板	1式	210	
	立看板	1枚	100	
	展示パネル	1枚	100	
	映写スクリーン	1式	790	
	映写機16mm	1式	3,970	スクリーン含む。
	雪籠	1式	310	
音響	場内拡声装置	1式	1,610	
	ワイヤレスマイク	1本	960	
	コンデンサーマイク	1本	800	
	ダイナミックマイク	1本	310	
	マイク吊下装置	1式	310	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	640	
	カセットテープレコーダー (録音)	1台	430	
	〃 (再生)	1台	310	
	可搬型ミキサー	1台	1,710	
	ステージスピーカー	1台	530	
照明	フットライト	1列	480	
	プロセニウムボーダーライト	1列	640	
	第1ボーダーライト	1列	800	
	第2ボーダーライト	1列	640	
	アッパーホリゾントライト	1列	1,180	
	ローアホリゾントライト	1列	1,180	
	1.5KWスポットライト	1台	310	
	1KWスポットライト	1台	260	

	500Wスポットライト	1台	150	
	ピンスポットライト	1台	1,610	
	オーロラマシン	1台	1,610	
	エフェクトマシン	1台	1,610	雲、雪、雨、炎、波等をバックに投映する。
	ミラーボール	1台	1,610	
	花道フットライト	1列	310	
	先玉	1台	310	
	ビーマックス	1台	1,610	
	ストロボ	1台	530	
	ビームライト	1台	310	
	カッターライト	1台	260	
	波マシン	1台	640	
	星球	1式	520	
	ポータブルLED照明	1式	1,700	
その他	液晶プロジェクター	1台	1,290	プロジェクターワゴン含む。
	自立式映写スクリーン	1台	320	
	演台	1台	320	会議室用
	持込電気使用器具	1個	150	1KW以内

備考

利用料金は、午前、午後及び夜間の各区分ごとに算定する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

藤枝市民体育館条例の一部を改正する条例

藤枝市民体育館条例（昭和 48 年藤枝市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表の(4)付帯設備等の表中

「

卓球台（競技場用）	1 台	100	
トランポリン	1 台	430	
マット（小）	1 枚	40	

」

を

「

卓球台（競技場用）	1 台	100	
マット（小）	1 枚	40	

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市民岡部体育館条例の一部を改正する条例

藤枝市民岡部体育館条例（平成 22 年藤枝市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)付帯設備等の表中

「

卓球台	1 台	100	
トランポリン	1 台	420	
マット（小）	1 枚	40	

」

を

「

卓球台	1 台	100	
マット（小）	1 枚	40	

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）
第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項
の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等に関し
必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第 2 条 指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業は、市民がいつ
までも住み慣れた自宅や地域で暮らすことができることを基本に、幾つになっ
ても笑顔で生き生きとした生活を送ることができる地域づくりに資するものでな
ければならない。

(用語の意義)

第 3 条 この条例において使用する用語の意義は、指定居宅介護支援等の事業の人
員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）において使用する用語の
例による。

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第 4 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利
用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を
営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、
多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるもの
でなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の
意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居
宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏する
ことのないよう、公正かつ中立に当該提供を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。)、
地域包括支援センター、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2
の老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業

者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（基準該当居宅介護支援の事業の基本方針）

第 5 条 第 4 条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

（基準該当居宅介護支援の事業の基準）

第 6 条 前条に定めるもののほか、法第 4 7 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、前条に規定する基準該当居宅介護支援の事業の基本方針を踏まえたものとしなければならない。

（法第 7 9 条第 2 項第 1 号の条例で定める者）

第 7 条 法第 7 9 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

（指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準）

第 8 条 第 4 条に定めるもののほか、法第 8 1 条第 1 項の条例で定める員数は、規則で定める。この場合において、当該基準は、第 4 条に規定する指定居宅介護支援の事業の基本方針を踏まえたものとしなければならない。

（指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準）

第 9 条 第 4 条に定めるもののほか、法第 8 1 条第 2 項の指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、第 4 条に規定する指定居宅介護支援の事業の基本方針を踏まえたものとしなければならない。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の第10その他法令等に基づく申請等手数料の表中

(19)	行政不服審査法第81条の規定に基づき藤枝市行政不服審査会が行う主張書面等の写し等の交付	10円	1枚（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とみなす。）を1件とする。
------	---------------------------------------------	-----	----------------------------------------------

を

(19)	行政不服審査法第81条の規定に基づき藤枝市行政不服審査会が行う主張書面等の写し等の交付	10円	1枚（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とみなす。）を1件とする。
(20)	介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づき行う指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	20,000円	1申請につき1件とする。
(21)	介護保険法第46条第1項の規定に基づき行う指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	20,000円	1申請につき1件とする。
(22)	介護保険法第54条の2第1項の規定に基づき行う指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	15,000円	1申請につき1件とする。
(23)	介護保険法第78条の12の規定により準用する同法第70条の2第1項の規定に基づき行う指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	10,000円	1申請につき1件とする。
(24)	介護保険法第79条の2第1項の規定に基づき行う指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	10,000円	1申請につき1件とする。
(25)	介護保険法第115条の21の規定により準用する同法第70条の2第1項の規定に基づき行う指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	8,000円	1申請につき1件とする。

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例

藤枝市介護保険条例(平成12年藤枝市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「29,880円」を「31,500円」に改め、同項第2号中「38,844円」を「40,950円」に改め、同項第3号中「44,820円」を「47,250円」に改め、同項第4号中「49,600円」を「52,290円」に改め、同項第5号中「59,760円」を「63,000円」に改め、同項第6号中「68,724円」を「72,450円」に改め、同項第7号中「77,688円」を「81,900円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「92,628円」を「97,650円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「100,396円」を「105,840円」に改め、同項第10号中「107,568円」を「113,400円」に改め、同項第11号中「119,520円」を「126,000円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「26,892円」を「28,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市介護保険条例の規定は、平成30年度分の介護保険料から適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

藤枝市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 27 年藤枝市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「介護保健施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

藤枝市国民健康保険税条例（昭和 32 年藤枝市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、静岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（静岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（静岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項第 2 号」に改め、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 1 項第 3 号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第 5 条の 2 第 1 号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の藤枝市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

藤枝市国民健康保険事業基金条例

藤枝市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例(平成 3 年藤枝市条例第 14 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 国民健康保険事業の健全な運営を図るため、藤枝市国民健康保険事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、藤枝市国民健康保険事業特別会計予算(以下「予算」という。)の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、支払上現金に不足を生じたときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の規定により繰替運用をした金額は、当該会計年度内に返還しなければならない。

(処分)

第 6 条 基金は、国民健康保険事業の健全な財政運営に必要な財源に充てる場合に限って、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の藤枝市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例（平成3年藤枝市条例第14号）の規定による基金に属する現金その他の財産は、この条例の基金に属する現金その他の財産とみなす。

藤枝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「法第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により藤枝市が行う国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第5号の規定は、平成30年4月1日以後に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した者に適用し、平成30年3月31日以前に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した者については、なお従前の例による。

農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例

(趣旨)

第 1 条 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 9 1 条の 2 第 6 項の規定に基づく特別徴収金の徴収に関しては、法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(特別徴収金の徴収)

第 2 条 市長は、法第 8 7 条の 3 第 1 項の規定により県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第 9 1 条の 2 第 6 項各号のいずれかに掲げる者が、法第 8 7 条の 3 第 7 項において準用する法第 8 7 条第 5 項の規定により当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第 1 1 3 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日。以下「完了公告日」という。）の属する年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過する日までの間に、法第 9 1 条の 2 第 6 項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第 3 条 前条の特別徴収金の額は、当該機構関連事業に要する費用の額のうち、法第 9 1 条第 6 項の規定により市が負担する額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じた額とする。

(徴収方法)

第 4 条 第 2 条の特別徴収金は、法第 9 1 条の 2 第 6 項各号のいずれかに該当する行為をした日（以下「該当日」という。）が完了公告日より前の場合にあっては該当日から規則で定める日の属する年度の翌年度の末日までの間に、該当日が完了公告日以後の場合にあっては該当日から該当日の属する年度の翌年度の末日までの間にその全額を徴収するものとする。

(延滞金の徴収)

第 5 条 市長は、第 3 条の規定による特別徴収金を納期限までに納付しない者があるときは、延滞金を徴収するものとし、その割合および手続きは、藤枝市税外収入督促等に関する条例（昭和 39 年藤枝市条例第 30 号）の例によるものとする。

(特別徴収金の徴収猶予)

第6条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第2条の特別徴収金の徴収を猶予し、又は免除することができる。

(徴収手続)

第7条 第2条の規定により市が徴収する特別徴収金の徴収手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

藤枝市鳥獣被害対策実施隊設置条例

(設置)

第 1 条 市内において鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）による農林水産業等の被害防止を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、藤枝市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 実施隊は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 鳥獣の捕獲及び追い払いに関すること。
- (2) 農地、山林、河川の巡回に関すること。
- (3) 農林水産業等の被害状況、鳥獣の出没等の調査に関すること。
- (4) 鳥獣被害対策の普及に関すること。
- (5) その他被害防止施策の実施に関すること。

(隊員)

第 3 条 実施隊は鳥獣被害対策実施隊員（以下「隊員」という。）40 名以内で組織する。

2 隊員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は指名する。

- (1) 市職員
- (2) 鳥獣の捕獲等に携わる者のうち、次に掲げる要件のいずれも満たすもの
 - ア 狩猟者免許を所持していること。
 - イ 静岡県の狩猟者登録を行っていること。
 - ウ 藤枝市の有害鳥獣捕獲許可を受けていること。
 - エ 鳥獣の捕獲等を適正かつ効率的に行うことができること。
- (3) 鳥獣の生態及び管理方法に関する専門的知見を有する者
- (4) 前号に掲げる者のほか、藤枝市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者

3 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる隊員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤の職員とする。

(隊員の任期)

第 4 条 隊員の任期は、委嘱又は指名された日から 2 年とする。ただし、補欠の隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 隊員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 隊員は、法令等のほか、次に掲げる事項を遵守するとともに、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

- (1) その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第6条 第3条第2項第2号から第4号までに規定する隊員には、藤枝市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年藤枝市条例第16号）の定めるところにより報酬を支給する。

(公務災害補償)

第7条 市長は、第3条第2項第2号から第4号までに規定する隊員が第2条に掲げる職務を遂行中に災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年藤枝市条例第30号）に基づき、当該災害に対する補償を行うものとする。

(解嘱又は解任)

第8条 市長は、隊員が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱又は解任することができる。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）のほか、関連法令に違反したとき。
- (2) その他市長が特に解嘱又は解任することが必要と認めるとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

藤枝市内陸フロンティア事業基金条例の一部を改正する条例

藤枝市内陸フロンティア事業基金条例（平成 29 年藤枝市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「5 億円」を「3 2 億 7 千万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

藤枝市勤労者福祉センター条例（昭和 61 年藤枝市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)付帯設備等の表中

「

種類	単位	使用料		備考
		午前・午後・夜間それぞれ		
			円	
バレーボール用具	1 組		2 1 0	支柱・ネット
テニス用具	1 組		2 1 0	支柱・ネット
バトミントン用具	1 組		1 0 0	支柱・ネット

」

を

「

種類	単位	使用料		備考
		午前・午後・夜間それぞれ		
			円	
バレーボール用具	1 組		2 1 0	支柱・ネット
バトミントン用具	1 組		1 0 0	支柱・ネット

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市大規模集客施設制限地区建築条例の一部を改正する条例

藤枝市大規模集客施設制限地区建築条例（平成19年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは観覧場」を「、観覧場、ナイトクラブ若しくは客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設」に改める。

第4条第1項第4号中「令第137条の18第2項」を「令第137条の19第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

藤枝市住環境保全型工業地区建築条例の一部を改正する条例

藤枝市住環境保全型工業地区建築条例(平成20年藤枝市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「令第137条の18第2項」を「令第137の19第2項」に改める。

別表中「法別表第2(り)項第3号」を「法別表第2(ぬ)項第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 4 2 号議案

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例(平成6年藤枝市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の3の見出し及び同条第1項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2横内・三輪地区計画区域の表中「法別表第2(ぬ)項第1号(30)」を「法別表第2(る)項第1号(30)」に、「国道1号」を「県道島田岡部線」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 4 3 号議案

藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和59年藤枝市条例第25号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条の表に次のように加える。

第 1 0 負 担 区	3 5 0 円
-------------	---------

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、蔵田・舟ヶ久保辺地、市之瀬辺地、滝ノ谷辺地、青羽根辺地の 4 辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めるものとする。

総合整備計画書

静岡県藤枝市蔵田・舟ヶ久保辺地

辺地の人口 116人

辺地の面積 14.4km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 静岡県藤枝市瀬戸ノ谷
- (2) 辺地の中心の位置 静岡県藤枝市瀬戸ノ谷9738番地の1
- (3) 辺地度点数 143点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

この地域は市街地から約21キロメートル離れた北部の山間地に形成された集落である。

同地域における通信インフラはADSL網や通信事業者が提供するLTE通信網となっており、局舎からの距離や周囲の電波環境等の影響により「通信速度が実用に耐えないほど低下する」「通信が途切れる」「通信できない」という事象が生じ、都市部との情報格差が生じているのが現状である。

このことから、通信事業者による光ファイバ網の整備を支援することにより、安定した高速通信のほか、光ファイバ網を利用した映像配信や電話などのサービス提供を可能とし、情報格差の解消を図るものである。また、この格差の解消により移住・定住の促進や地域コミュニティの維持に繋げるものである。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度 1年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 予 定 額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設	民間事業者	16,000	8,000	8,000	8,000
合 計		16,000	8,000	8,000	8,000

総合整備計画書

静岡県藤枝市市之瀬辺地

辺地の人口 220人

辺地の面積 3.0km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 静岡県藤枝市瀬戸ノ谷
- (2) 辺地の中心の位置 静岡県藤枝市瀬戸ノ谷7352番地の1
- (3) 辺地度点数 133点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

この地域は市街地から約17キロメートル離れた北部の山間地に形成された集落である。

同地域における通信インフラはADSL網や通信事業者が提供するLTE通信網となっており、局舎からの距離や周囲の電波環境等の影響により「通信速度が実用に耐えないほど低下する」「通信が途切れる」「通信できない」という事象が生じ、都市部との情報格差が生じているのが現状である。

このことから、通信事業者による光ファイバ網の整備を支援することにより、安定した高速通信のほか、光ファイバ網を利用した映像配信や電話などのサービス提供を可能とし、情報格差の解消を図るものである。また、この格差の解消により移住・定住の促進や地域コミュニティの維持に繋げるものである。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度 1年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 予 定 額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設	民間事業者	5,450	2,725	2,725	2,700
合 計		5,450	2,725	2,725	2,700

総合整備計画書

静岡県藤枝市滝ノ谷辺地

辺地の人口 81人

辺地の面積 4.8 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 静岡県藤枝市瀬戸ノ谷
- (2) 辺地の中心の位置 静岡県藤枝市瀬戸ノ谷 1 1 8 0 7 番地の 1
- (3) 辺地度数 1 0 8 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

この地域は市街地から約 1.3 キロメートル離れた北部の山間地の谷間に形成された集落である。

同地域における通信インフラは ADSL 網や通信事業者が提供する LTE 通信網となっており、局舎からの距離や周囲の電波環境等の影響により「通信速度が実用に耐えないほど低下する」「通信が途切れる」「通信できない」という事象が生じ、都市部との情報格差が生じているのが現状である。

このことから、通信事業者による光ファイバ網の整備を支援することにより、安定した高速通信のほか、光ファイバ網を利用した映像配信や電話などのサービス提供を可能とし、情報格差の解消を図るものである。また、この格差の解消により移住・定住の促進や地域コミュニティの維持に繋げるものである。

3 公共的施設の整備計画

平成 30 年度 1 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 予 定 額
			特定財源	一般財源	
電気通信 に関する 施設	民間 事業者	5,000	2,500	2,500	2,500
合 計		5,000	2,500	2,500	2,500

総合整備計画書

静岡県藤枝市青羽根辺地

辺地の人口 63人

辺地の面積 3.8 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 静岡県藤枝市岡部町青羽根
- (2) 辺地の中心の位置 静岡県藤枝市岡部町青羽根754番地の1
- (3) 辺地度数 106点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

この地域は市街地から約2.2キロメートル離れた北部の急峻な山間地に形成された集落である。

同地域における通信インフラはADSL網や通信事業者が提供するLTE通信網となっており、局舎からの距離や周囲の電波環境等の影響により「通信速度が実用に耐えないほど低下する」「通信が途切れる」「通信できない」という事象が生じ、都市部との情報格差が生じているのが現状である。

このことから、通信事業者による光ファイバ網の整備を支援することにより、安定した高速通信のほか、光ファイバ網を利用した映像配信や電話などのサービス提供を可能とし、情報格差の解消を図るものである。また、この格差の解消により移住・定住の促進や地域コミュニティの維持に繋げるものである。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度 1年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 予 定 額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設	民間事業者	12,000	6,000	6,000	6,000
合 計		12,000	6,000	6,000	6,000

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	区間
70491	7地区491号線	谷稲葉樋田625番3地先 谷稲葉樋田587番5地先

平成30年2月藤枝市議会定例会 議案提案理由書（第23号議案～第45号議案）

第23号議案

退職手当支給水準の見直しにより官民均衡を図るため、国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第24号議案

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、損害補償の算定の基礎となる加算額等について、所要の改正を行うものであります。

第25号議案

藤枝市営藤枝駅北口駐車場の位置を地番表記から住居表示に変更するため、所要の改正を行うものであります。

第26号議案

藤枝市民会館の付帯設備のうち、新たに必要な備品を購入し、使用ができなくなった備品を廃棄することに伴い、所要の改正を行うものであります。

第27号議案

藤枝市民体育館の付帯設備のうち、使用ができなくなった備品を廃棄することに伴い、所要の改正を行うものであります。

第28号議案

藤枝市民岡部体育館の付帯設備のうち、使用ができなくなった備品を廃棄することに伴い、所要の改正を行うものであります。

第 29 号議案

介護保険法の改正により、平成30年4月から指定居宅介護支援事業者の指定等に関する権限が都道府県知事から市町村長に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援事業の基準等を定める条例を整備するものであります。

第 30 号議案

平成30年4月から指定居宅介護支援事業者の指定等に関する権限が都道府県知事から市町村長に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援事業者の指定の審査手数料を徴収し、併せて、指定地域密着型サービス事業者等の指定の審査手数料も徴収するため、所要の改正を行うものであります。

第 31 号議案

第7期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行規則の改正に伴い、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の介護保険料率及び基準所得金額について、所要の改正を行うものであります。

第 32 号議案

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、指定介護予防支援の事業の基本方針について、所要の改正を行うものであります。

第 33 号議案

平成30年4月からの国民健康保険広域化により、市が収納した国民健康保険税を県に事業費納付金として納付する仕組みとなることに伴い、所要の改正を行うものであります。

第 3 4 号 議 案

平成 3 0 年 4 月からの国民健康保険広域化に伴い、県への事業費納付金を含めて国民健康保険事業の財源としての処分を可能とするよう、全部の改正を行うものであります。

第 3 5 号 議 案

高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い、住所地特例の対象者について、所要の改正を行うものであります。

第 3 6 号 議 案

県営事業である農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に伴い、所定の期間内に土地の転用等を行った者に対して、特別徴収金を徴収する条例を整備するものであります。

第 3 7 号 議 案

鳥獣による農林水産業等の被害防止を図るため、鳥獣被害対策実施隊を設置する条例を整備するものであります。

第 3 8 号 議 案

内陸フロンティア事業について、整備主体である静岡県企業局との協定に基づく全体事業費が決定したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第 3 9 号 議 案

藤枝市勤労者福祉センターの付帯設備のうち、使用ができなくなった備品を廃棄することに伴い、所要の改正を行うものであります。

第 4 0 号 議 案

志太広域都市計画大規模集客施設制限地区の都市計画の変更に合わせ、建築制限等について所要の改正を行うものであります。

第 4 1 号 議 案

建築基準法の改正により、同法を引用している条文の字句等の整理を行うものであります。

第 4 2 号 議 案

建築基準法の改正により、同法を引用している条文の字句等の整理を行うものであります。

第 4 3 号 議 案

平成 3 0 年 4 月から新たな下水道供用地区が加わることに伴い、受益者負担の負担区及び負担金の額について、所要の改正を行うものであります。

第 4 4 号 議 案

本市の中山間地域を中心として電気通信に関する施設を整備するため、平成 3 0 年度を目標年度に「辺地に係る総合整備計画」を策定するものであります。

第 4 5 号 議 案

谷稲葉地先の道路の新設に伴い、路線を認定するものであります。